二、鑑ノ許可ノ件決定ヲ見ス（大迄）

右方件ハ当時陸軍ハ強ク反対セリ難航シタルハ
作リ一旦以又要求ヲ貫徹セシメントハ
ルヽ見ル当様モシノ承知シテ居ルトヲ
相当ノ派ハイト激励ヲ偖撲シテ
ノ各派ノ挨拶ヲ為シタリ其ノ会場モ同中ナリキ、
会長ノ演説 単議団長ハ登壇 説ハ 其ノ歳
懇談会ノ事ノ為ニ熱ヲ為シ 午後四時三十分散会

解散

五回会合ハ解散セシムベシ 同会解散
㈠既ニ決定セル件ノ如キハ履行ノ為メ林ニ依ル促進協会
又除外ノ件ハ稍レヲ派遣スベキ住三名伍名
尚外ニ決定スベシ、

㈡、要求（事ノ為ニ）実行委員会ヲ設ケ土木[illegible]方面ノ軍事経験者ヲ
ノ事務所ニ当ル可ク帝国ニ於ケル者ノ、家族ヲ訪問セシムル
ト（幹部ノハ之）
㈢、実行委員会ハ右ノ委員会ヲ経テ幹部会議ノ批判ヲ受ケ之ヲ
実施ス

八、右ヲ決定ノ上
当日議団ハ絶対ニ団長部ニ対シ決裂ヲ期シ
決定シ法律ノ要望シ要綱文 ト 決議[illegible]

六、会議ノ総括
会議ノ総括ハ強硬ニ[illegible]
停止[illegible]
シテ退場[illegible]
職員[illegible]